ふるさと創生基金事業の概要

(1) 長岡市ふるさと創生基金事業とは

合併協定に基づき、地域住民自らが考えて、各地域の振興や新市の一体感醸成に資する取り組みを実践するものです。

財源は、合併特例債等を活用して積み立てたふるさと創生基金の運用益を活用しています。

(2) 対象事業

- ①各支所地域において行われる地域振興のためのソフト事業
- ②長岡地域の地域コミュニティ振興のためのソフト事業
- ③新市の一体感醸成に資する事業

対象となる事業 (例)

地域資源を活用した事業 伝統文化の伝承等に関する事業

民間団体への助成

コミュニティ活動・自治会活動への助成

商店街活性化対策

(3) 事業の検討方法

次のいずれかの方法で行います。寺泊地域では、①の方式を採用しています。

①地域委員会方式

地域委員会が主体となって事業を発案し、実行委員会を組織して事業を実施する方法

②実行委員会方式

実行委員会が主体となって事業を発案し、地域委員会と協議したうえ で事業を実施する方法

(4) 過去の実施事業 (H18~H27)

別紙資料2のとおり